

# 令和8年度 ～いばらきエコーフランディング～

茨木市共感創出型公益活動支援事業補助制度募集要領

\*クラウドファンディング型ふるさと納税及び  
企業版ふるさと納税により得られた資金を  
原資に事業実施をしていただくものです。

【募集期間】 令和8年5月19日～6月12日

【事業実施期間】 令和8年4月1日～令和9年2月28日

## 【申請先】

茨木市 共創文化部 共創推進課

【窓口】茨木市 共創文化部 共創推進課（おにクルM2階）

【郵送】〒567-8505 茨木市駅前三丁目9番45号 共創推進課宛

【電子】<https://logoform.jp/f/01A0L>

申請様式はこちらから



電子申請はこちらから



茨木市 市民活動のコンセプト

楽しい活動が

誰かの人生を

豊かにする



# 目次

1. 制度の目的	p.1
2. 事業の流れ	p.2
3. 対象団体・対象事業	p.2
4. 目標金額の設定及び補助金額について	p.3
5. 対象となる経費・ならない経費	p.3
6. 応募方法	p.4
7. 審査について	p.5
8. 寄附金の募集、寄附者に対するお礼等について	p.6
9. 公開について	p.7
10. 指定事業の中止、変更および取消し・返還	p.7
11. 実績報告について	p.7
12. 補助金の支払い	p.8
13. 問合せ先	p.8

## 1 制度の目的

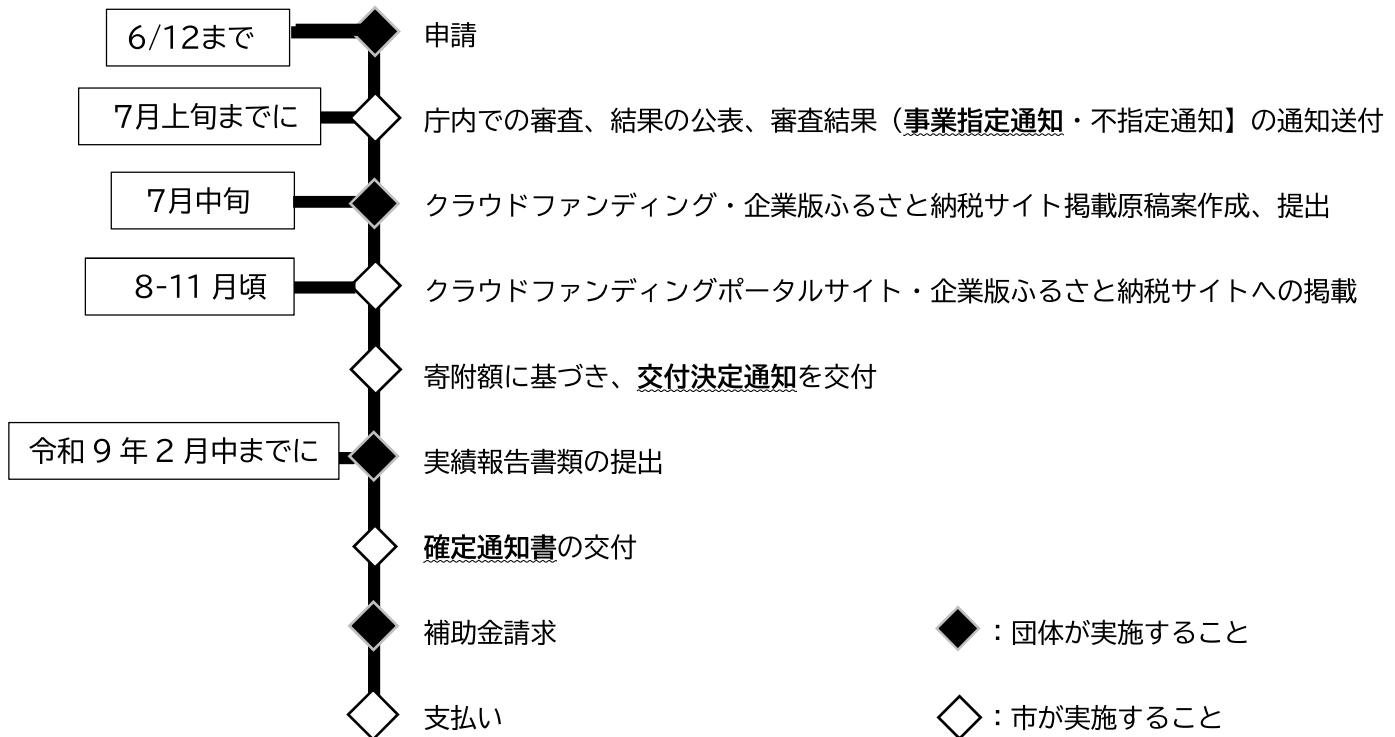
茨木市内で市民活動団体等が実施する、広く共感を呼ぶ活動で、自ら資金調達に取り組む活動を支援するため、茨木市がふるさと納税を活用したクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税による寄附の受入先となり、集まった寄附金（寄附金募集に係る経費を除く）を補助金として交付するものです。

市が、地域の課題解決や活性化に向けた取り組みや、楽しむ活動で周囲を巻き込むような取り組みと、それに共感してくれた寄附者の応援したい気持ちを繋ぐ架け橋になることで、市民等が主体となった共創のまちづくりを推進していくことを目的としています。

※申請は1団体1事業までとします。

※寄附が必ずしも集まることを確約するものではありません。

## 2 事業の流れ



※令和9年2月頃に、交付指定事業を対象に事業報告会を予定しています。

## 3 対象団体・対象事業

### 対象団体

対象団体は、次のすべてに該当することが要件となります。

- ① 活動拠点を市内に有し、構成員の数が5人以上の団体
- ② 営利及び政治又は宗教的活動を目的としない団体
- ③ 暴力団でないこと、暴力団及び暴力団員の統制下でないこと
- ④ 定款、規約、会則等による運営がなされている団体
- ⑤ 過去3年間において、本事業及びチャレンジいばらき補助金での指定・交付の取消し、事業の中止をしていないこと。
- ⑥ 申請主体がNPO法人等の場合は法人及び代表者、任意団体の場合は代表者において、市税の滞納がないこと。

### 対象事業

対象事業は、次のすべてに該当することが要件となります。

- ① 茨木市に在住・在勤・在学の者を対象とし、市内で実施する事業
- ② 市域の活性化又は社会及び市域の課題解決が見込める（又は今後見込める）事業
- ③ 国・地方公共団体から補助金等の交付を受けていない事業
- ④ 当該活動団体や関係団体のみではなく、広く活動の効果が期待できる事業
- ⑤ 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに実施及び実績報告が完了する事業  
（交付決定前に着手している事業であっても、令和8年4月1日以降に着手した事業は、補助の対象とします）
- ⑥ 当該団体の会員等のみを対象とした事業でないこと

## 4 目標金額の設定及び補助金額について

補助金額は、次のうち最も少ない額です。

申請時の目標金額には、①②のうち少ない金額で申請してください。

①上限額（100万円）

② 補助対象経費の合計額-事業に対して生じた収入の合計

※クラウドファンディングのサイト上で表示される目標金額は、申請いただく金額に、サイト掲載に係る手数料相当分を上乗せした金額になります。

## 5 対象となる経費、ならない経費

予算書の科目名は、下の表の科目名と対応させ、分かりやすく記載して下さい。

事業実施後に団体もしくは団体代表者宛の領収書の提出（原本）が必要となります。

領収書等により支払いが確認できないものは、対象経費と認められません。

※支出は事業実施期間内のものが対象です。

※交付決定後、事業実施にあたり費目ごとの金額の内訳が大きく変わる場合は必ず相談してください。

### 対象となる経費（申請事業分に限りませ）

科 目	内 容
人件費	事業実施にあたっての当日スタッフなどへの謝礼
報償費	講師、専門的立場の方、出演者への謝礼
旅費交通費	講師、専門的立場の方、出演者の旅費・宿泊費、スタッフの交通費など ※実績報告時には、移動の区間、距離、目的も併せて報告すること。 また、公共交通機関等、領収書が出ないものについては、その際のICカードの乗車履歴や乗車券等の写真等を保存しておき実績報告の際に他の領収書と合わせて提出すること。
消耗品費	材料（料理教室等の原材料含む）、事務用品その他の消耗品にかかる経費（単価が税込3万円未満）
備品費	備品購入にかかる経費（単価税込3万円以上）
印刷製本費	チラシ、冊子、資料などの印刷や製本にかかる経費
光熱水費	事業実施に直接必要な光熱水費
通信運搬費	郵便、宅配、電話料金等にかかる経費
広告料	HP掲載料や、SNS有料広告に係る経費 ※チラシ印刷は除く。チラシについては、デザイン料は報償費（個人への依頼）もしくは委託料（法人への依頼）、印刷は印刷製本費に分けること。
手数料	振込手数料等
保険料	スタッフボランティア保険、行事保険などにかかる経費
委託料	ごみ処理委託、会場設営委託などにかかる経費
使用料及び賃借料	会場借上、機器レンタルなどにかかる経費、家賃等の賃借料
その他	その他事業実施に直接必要な経費で市長が特に認めるもの（要事前相談）

## 対象とならない経費

以下のような経費は、補助の対象外経費とします。

- ・交際費（例：出演者への報償費以外の贈答品費、接待費など）
- ・慶弔費（例：ケガをしたスタッフへの見舞金など）
- ・昼食や差し入れ、打ち上げ等にかかる飲食費など、事業の実施に直接かかわらない経費
- ・事業終了後にスタッフの私物となる物の購入代金
- ・領収書等により支払った内容が明確に確認できない経費
- ・その他社会通念上公費を支出することが適切でないものなど

## 6 応募方法

### 6-1 事前相談（必須ではありません）

内容について事前相談を実施します。事前相談では、事前に共有いただいた事業計画を基に、内容についての疑問点、事業実施体制、スケジュール等について意見交換させていただきます。

（相談時点では申請書項目すべてを埋めていなくても構いません）

### 6-2 申請期間

令和8年5月19日（火）～令和8年6月12日（金）

### 6-3 提出書類

- ①茨木市共感創出型公益活動支援補助金交付事業認定申請書(様式1)
- ②団体概要調書
- ③事業計画書
- ④収支予算書
- ⑤定款、規約、会則等の写し
- ⑥構成員の名簿
- ⑦団体の活動内容が分かる書類
- ⑧前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書
- ⑨誓約書

### 6-4 留意事項

申請事業が指定事業となった団体には、クラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイト及び企業版ふるさと納税掲載ページへの掲載原稿案作成作業を行っていただきます。

## 7 審査について

### 7-1 審査手順

本制度の補助対象事業の採択は、共創推進課による書類の確認及び庁内での審査を経て決定します。審査の手順は次のとおりです。

- (1) 共創推進課による確認
- (2) 庁内審査(審査員は市職員によって構成)にて、下記「評価基準」に基づいて採択の可否を審査  
※企画提案書等による審査。申請団体の出席は不要です。
- (3) 採択通知については、庁内審査による審査の結果を踏まえ、申請団体に対して交付事業指定通知又は不指定決定通知を送付します。

### 補助対象事業の決定について

- ① 点数が上位の事業から順に、予算の範囲内で採択します（クラウドファンディング実施前に、市の支出として処理が必要なため）。そのため、選考基準点を満たしていても、下位の事業にあつては、減額採択または不採択となる場合があります。
- ② 実際に交付する補助金額は、事業実施後の決算額から再度算出したうえで確定します。

### 7-2 審査項目及び配点

応募されたプロジェクトは、「対象事業」の要件の確認のほか、次の視点に基づき審査し、指定の可否を決定します。

審査項目	審査基準	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業の実施目的が明確になっているか。</li><li>・地域の課題解決や活性化を図るために適切な手法か。</li><li>・採算性等により、当該事業の民間による実施は困難であるか。</li><li>・広く多くの市民を対象として、市民ニーズの把握に努めているか。</li><li>・ふるさと納税の制度を活用することの意義がある事業であるか。</li></ul>	30
②計画性・実行性	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画から実施までのスケジュールは適切か。</li><li>・予算の積算は適切か。</li><li>・計画や体制は、不測の事態にも対応できるものとなっているか。</li><li>・寄付額が想定を下回った場合の事業案（予算や代替案など）は練られたものになっているか。</li></ul>	20
③共感性	<ul style="list-style-type: none"><li>・広く多くの市民に周知できる計画となっているか。</li><li>・市民や寄付者の事業への関わりしろがあるなどの仕組みとなっているか。</li><li>・事業実施過程での、実施地域や周辺との連携や関係づくりを意識しているか。</li><li>・人と人の新たな出会いの場の創出につながるなど、多くの市民から親しまれるような事業内容であるか。</li><li>・新規事業にあつては、事業実施後のさらなる展開を期待させるような内容か。継続事業にあつては、前回の実績を踏まえ、内容の充実にも努めているか。</li></ul>	30
合計（点）		80

## 8 寄附金の募集、寄附者に対するお礼等について

### 8-1 掲載原稿の提出と寄附金の募集について

指定事業の実施団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイト及び企業版ふるさと納税掲載ページへの掲載原稿案を提出いただきます。

寄附金の募集期間は、令和8年8月～令和8年11月の間の90日以内とします。

原稿を確認後、ポータルサイト運営事業者との協議により、提出された掲載原稿が適当と認められるときは、ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型ふるさと納税を募集します。

指定事業に決定したものに付きましては、市のクラウドファンディングポータルサイトにて掲載をしますが、団体においても寄附を募るための積極的な広報をお願いします。

### 8-2 寄附者に対する寄附者に対するお礼や活動報告について

寄附者から個人情報提供の同意がとれた寄附者について名簿を市から送付します。寄附いただいた方に対しては、事業の経過報告やお礼のご連絡等を積極的に行ってください。

また、謝礼品の設定について、金銭的価値を伴わない、あるいは換金性のない謝礼品（例：活動報告、感謝状、プロジェクトに関連する体験など）の設定は可能です。寄附者の皆様に、活動へのご支援に対する感謝の気持ちを伝える手段としてご活用ください。（謝礼品発送に係る経費は補助対象経費となります）なお、お礼の連絡や謝礼品の送付の際には、必ず事前に共創推進課への共有をお願いいたします。

### 8-3 募集期間内に目標額を達成した場合、達成しなかった場合の実施事業の取り扱い

#### 目標額を達成した場合

寄附金募集期間の途中であっても、目標金額を達成した時点で、寄附金の募集を終了します。ただし、募集終了前に目標額を超えて市に入金があったものに関しては、団体への交付の対象とします。

#### 目標額を達成しなかった場合

この取組みは、事業内容に賛同した方々からの寄附金を原資とし、市民活動団体が実施する事業の支援を行うものです。したがって、寄附者の思いを損なうことのないよう、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を事前にお決めいただき、寄附金が目標金額に達しなかった場合であっても、1円以上の寄附がある場合は必ず事業を実施いただきます。

- (1) 目標金額に対する不足分を自己資金で補填して当初の予定どおり実施
- (2) 集まった寄附金額に応じ、事業の本質を変えない範囲で事業の内容の規模等を変更して実施

### 8-4 補助金の交付について

寄附金額が確定次第、交付決定通知書を団体宛に送付します。

寄附金として集まった額からサイト掲載に係る手数料(15%)を差し引いた額を補助金の交付決定額とします。寄附金額が目標額に達成しなかった場合でも、金額に応じた対応にて事業を実施してください。

### 8-5 掲載サイトについて

寄附金受入の窓口となる掲載サイトは、株式会社さとふるが運営する、「さとふるクラウドファンディング」サイト、企業版にあたっては市ホームページとなります。

## 9 公開について

指定事業については、個人情報に係る部分を除いて、市のホームページ等で公開いたします。

## 10 指定事業の中止・変更及び取消・返還

### 10-1 中止・変更について

交付対象事業への指定後、止むを得ない事情により事業計画や申請金額を大幅に変更する場合や、事業を中止する場合は、「変更・中止承認申請書」を提出し、別途承認を受ける必要があります。その際は、事前に共創推進課と協議してください。

すでに寄附があった指定事業を中止する場合は、その寄附金は市に帰属し、茨木市の共創推進施策に充てるものとします。(寄附者への返金及び申請団体への入金はありません。)

### 10-2 交付決定の取消し・返還

助成した団体が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付を取消し、既に市からの支払いが完了している事業については補助金を返還させることとします。なお、返還金は茨木市の共創推進施策に充てることとします。

- (1) 本補助金の実施要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 企業版ふるさと納税に関する違反行為が判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

## 11 実績報告について

### 実績報告書類の提出

補助金交付の指定事業は、対象となる事業の完了後、すみやかに次の書類の提出をお願いします。

提出期限は原則、事業終了後10日以内となります。領収書の発行が間に合わない等、提出が事業完了後10日を超える場合は、共創推進課までご相談いただきますようお願いします。

#### 提出書類

- ①茨木市共感創出型公益活動支援補助金交付事業実績報告書（様式第7号）
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- ④領収書（原本）もしくはNPO法人にあつては監事の監査結果報告書等※
- ⑤当該事業に関する契約事業者の一覧
- ⑥その他事業の成果がわかるもの（制作物、写真、チラシ等）

#### ※領収書について

対象となる全ての経費の支出については、事業完了後、領収書等により確認を行いますので、申請団体が支払ったとわかる適正な領収書等（日付、内容が記載されており、宛名が団体もしくは団体代表者となっているもの）の原本を提出してください。

#### ※④をNPO法人監事の監査結果をもって提出する場合

補助対象事業に関して監事が確認を行った監査結果とし、監事の直筆による署名及び捺印、監査日のほか、各費目の領収書等の検査の結果、内容が適正であることの説明文が必要になります。

### 事業報告会の開催について

令和9年2月頃に、報告会の実施を予定しております。

詳細については、指定事業実施団体に改めてご案内いたします。

## 12 補助金の支払い

補助金の支払い時期は、事業実施後となります。ただし、家賃等の固定経費など、市長が必要と認めるものについては、クラウドファンディングが終了し補助金の交付決定後、概算払の請求をすることができます。

概算払の請求により補助金の交付を受けた場合は、当該補助金について、精算の手続きを行っていただきます。この場合において、既に受けた概算額が、その確定額を超過しているときは、超過額を返還していただきます。

## 13 問合せ先

### 茨木市 共創文化部 共創推進課

〒567-0888 茨木市駅前三丁目9番45号 茨木市文化・子育て複合施設おにクルM2階

電話：072-631-0277

メールアドレス：[shiminkatsudou@city.ibaraki.lg.jp](mailto:shiminkatsudou@city.ibaraki.lg.jp)

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地  
団体名  
代表者名

茨木市共感創出型公益活動支援補助金指定申請書

茨木市共感創出型公益活動支援補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

申請する事業	
申請目標額	
申請者の区分	<input type="checkbox"/> 消費税等の課税事業者 <input type="checkbox"/> その他
提出書類	1 団体概要調書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 団体の定款、規約、会則等の写し 5 構成員名簿 6 団体の活動内容が分かるもの（総会資料、パンフレット、ちらし等） 7 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書 8 誓約書 9 その他（ ）

[同意]

茨木市共感創出型公益活動支援補助金の申請にあたり、団体及びその代表者の納税状況について茨木市長が市税納付状況に関する資料で確認することに同意します。

氏名（代表者名）Ⓜ  
（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）  
（自署の場合は押印不要）

## 団 体 概 要 調 書

団体名		
所在地	郵便番号	
	住所	
郵送物送付先	郵便番号	
	住所	
	宛名	
連絡先	担当者名	
	電話番号	
代表者氏名	( 役職名 )	
メールアドレス <small>(申請内容確認・審査・事業実施状況確認時の連絡先)</small>		
設立年月日	年	月 日 (活動年数 年)
主な活動拠点		
構成員 (会員) 数		
ホームページ・SNS	ホームページ	SNS (X、Instagram、Facebook等)
	http://	
団体設立の目的		
主な事業内容		
活動実績		
当該年度における茨木市の他の補助金等	有 (補助金の名称 : ) 無	

# 事業計画書

団体名			
事業名			
採択実績	(同一事業での前年度までの本補助金の採択回数)		
事業の背景 動機づけ	(活動テーマを取り巻く環境等、事業実施のきっかけ)		[80～120字程度]
事業の目的	(背景・動機を踏まえた事業の目的)		[50～90字程度]

## 事業の詳細

実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
実施場所				
ターゲット				
事業の内容	(実施方法や回数等も含めて詳細が分かるよう具体的に記載)			[150～220字程度]
実施体制	団体の 従事者数		他の従事者・人数	
スケジュール	実施月	(検討・調整、募集から実施までの取組など必要な項目を記載)		
期待する効果 事業の目標	(事業実施により期待する効果、数値等も含めた具体的な目標等)			

クラウドファンディング実施計画

実施期間	年 月～ 年 月	
タイトル案		
目標額	円	
共感ポイント	(支援者募集に向けた事業のPRポイント) [80～120字程度]	
返礼品	有 ・ 無	(返礼品の内容 ※換金性がないものに限る)





年 月 日

(あて先) 茨木市長

団体名

代表者

### 誓約書

私は、茨木市共感創出型公益活動支援事業実施要綱の規定を遵守するとともに、以下の項目について誓約します。

- 1 申請した事業は、茨木市から業務委託を受けている事業ではありません。
- 2 申請した事業は、国、府、その他の団体及び茨木市から補助金等の交付を受けている事業ではありません。
- 3 過去3年間において、本事業及びチャレンジいばらき補助金での指定・交付の取消しを受けておらず、また、事業の中止をしていません。
- 4 申請主体がNPO法人等の場合は法人、任意団体の場合は代表者において、市税の滞納はありません。
- 5 役員及び構成員は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。）、及び暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体ではありません。
- 6 寄附金額が目標金額に満たない場合は、本団体の自己資金を充てる、もしくは事業規模を縮小し、事業を実施します。
- 7 事業実施で得た個人情報は、本事業以外の目的に利用しません。
- 8 茨木市が、本要綱に規定する項目についての調査のため、必要に応じて、関係する官公署等への照会や事業の履行状況確認のため、立ち入り等を伴う実地調査を行うことに同意します。
- 9 企業版ふるさと納税制度の趣旨を理解し、寄付金控除制度の不適正利用を誘導するなどの、企業版ふるさと納税制度に係る不適切活用はいたしません。
- 10 指定事業となった場合、令和7年4月1日以降に取引実績がある企業に対しては、寄附を募るための広報活動を行いません。
- 11 万一、クラウドファンディングのポータルサイトに掲載する内容に係る紛争や、その他トラブル等が発生した場合、私（申請団体）が責任をもって解決し、貴市に一切迷惑をかけません。